

## 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会運営要綱

制 定 平成 26 年 4 月 18 日 建宅審第 41 号（局長決裁）

改 正 令和 5 年 5 月 26 日 建宅審第 89 号（局長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例（平成 26 年 2 月横浜市条例第 5 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

### （担当事務）

第 2 条 委員会は、条例第 2 条に基づき、次の事項を担当する。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項に規定する宅地造成等工事規制区域、法第 26 条第 1 項に規定する特定盛土等規制区域及び法第 45 条第 1 項に規定する造成宅地防災区域の指定等に関する事。
- (2) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号。以下「一部改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「旧法」という。）第 9 条第 1 項に規定する宅地造成に関する工事並びに法第 13 条第 1 項に規定する宅地造成等に関する工事及び法第 31 条第 1 項に規定する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準に関する事。
- (3) 一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第 16 条第 2 項の規定による勧告に関する事。
- (4) 一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第 17 条第 1 項及び第 2 項並びに一部改正法附則第 2 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定による命令に関する事。
- (5) 宅地造成（旧法第 2 条第 2 号に規定する宅地造成をいう。）に伴う災害を防止するための工事の方法に関する事。
- (6) 崖及び擁壁の崩壊の危険性の評価に関する事。
- (7) 崖及び擁壁の崩壊を防止するための工事（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 12 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を除く。）の方法に関する事。
- (8) その他造成宅地（旧法第 2 条第 7 号に規定する造成宅地及び法第 2 条第 9 号に規定する造成宅地をいう。）、崖等における災害（旧法第 2 条第 3 号に規定する災害及び法第 2 条第 5 号に規定する災害をいう。）を防止するための対策に関し市長が必要と認める事項

### （委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) その他市長が必要と認める者

- 2 委員の代理は、認めないものとする。
- 3 委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその委員の職を解くものとする。

(委員の責務)

第4条 委員は、第2条に掲げる職務を常に公正公平に行わなければならない。

- 2 委員は、委員会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし、横浜市が公表した情報については、この限りでない。

(部会)

第5条 特別に調査審議する事項がある場合は、条例第8条に基づき、委員会に部会を置く。

(会議の公開)

第6条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員会の決定があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長又は部会長は、委員会又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建築局宅地審査部宅地審査課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成26年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。